

第三十号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表六の項及び七の項中「海陽町」を「海陽町 藍住町」に改め、同表十五の項及び十六の項中「小松島市」を「小松島市 吉野川市」に改め、同表三十八の項に次のように加える。

3 法第四十六条の二第一項の規定による電気用品の販売の事業を行う者に対する電気用品の提出命令

第二条第二項の表六十の項中「藍住町」を「鳴門市 藍住町」に改め、同表七十三の項中「藍住町」を「那賀町 藍住町」に改め、同表中八十の項を八十一の項とし、七十九の項を八十の項とし、同表七十八の項中「小松島市」を「小松島市 吉野川市」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十七の項を七十八の項とし、同表七十六の項中「七十八の項」を「七十九の項」に改め、同項を同表七十七の項とし、同表中七十五の項を七十六の項とし、七十四の項を七十五の項とし、同表七十三の項の次に次のように加える。

七十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第五十号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可、同条第三項の規定による条件の付加、同条第三項の規定による届出の受理及び同条第四項の規定による国又は地方公共団体との協議
- 2 法第八条第一項の規定による許可の取消し若しくは許可に付した条件の変更又は必要な措置の命令並びに同条第二項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置等の代執行及び

吉野川市 那賀町

当該措置等をとるべき旨等の公告

- 3 法第九条第三項の規定による必要な措置の勧告
- 4 法第十条第一項の規定による土地所有者等に対する急傾斜地崩壊防止工事の施行命令及び同条第二項の規定による制限行為をした者に対する急傾斜地崩壊防止工事の施行命令
- 5 法第十一条第一項の規定による立入検査
- 6 法第十三条第一項の規定による届出の受理及び同条第二項の規定による通知の受理
- 7 法第二十六条の規定による報告の徴取（1から4まで及び6に掲げる事務に係るものに限る。）
- 8 条例第二条の規定による許可事項の変更の許可
- 9 条例第四条第一項の規定による行為の着手等の届出の受理及び同条第二項の規定による行為の休止等の届出の受理
- 10 条例第五条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 11 条例第六条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。